７・８神栖市高齢者福祉計画・第１０期介護保険事業計画策定業務委託仕様書

１　委託業務名

７・８神栖市高齢者福祉計画・第１０期介護保険事業計画策定業務委託

２　委託期間

契約締結の日の翌日から令和９年３月３１日まで

３　目的

本業務は、現行計画の見直しを行うとともに、国や県の動向、本市の高齢者の状況等を的確に把握し、市が取り組むべき課題や高齢者施策の方向性、サービス目標量を定める「神栖市高齢者福祉計画・第１０期介護保険事業計画」（以下「本計画」とする。）（令和９年度～令和１１年度）を策定することを目的とする。

なお、本計画には、共生社会の実現を推進するための認知症基本法第１３条に基づく、市町村認知症施策推進計画の内容を包含するものとする。

４　委託業務の内容

今後の制度改正等の状況や国が示す基本指針等を踏まえ、次の業務を行うこと。

（１）基礎的な地域データ及び資料の整理分析

高齢者福祉・介護保険をめぐる施策動向、神栖市の概要及び社会経済的特性、地域福祉資源の整備状況、高齢者の現況動向及びサービスの利用状況等について、神栖市事務局が提供するデータや資料をもとに整理分析を行う。

（２）アンケート調査業務の実施

現状の把握及び次期計画での重点施策検討の基礎資料とするため、以下のアンケート調査業務を実施し、本計画策定に向けて課題等を抽出する。

また、受託者は、調査結果について地域包括ケア「見える化」システムに登録できる形式へデータ加工を行う。なお、地域包括ケア「見える化」システムへのデータ登録は、委託者が行う。

①日常生活圏域ニーズ調査の実施

日常圏域ごとの高齢者の意識、生活実態、健康状態、介護環境等を調査し、日常生活や地域における課題、サービスの利用状況、ニーズ等の把握を行う。

受託者は、国の指針等を十分に踏まえ、調査票等の設計、調査票等の印刷、配布・回収、回収票の入力・集計・分析を行い、調査結果を報告書としてとりまとめる。

【日常生活圏域ニーズ調査の実施概要】

調査対象	65 歳以上の一般高齢者及び要支援１・２の高齢者
配布数	１種　５，１００票（回収率 70%見込み）
前回実績値	回収実績　３，４１９票（回収率　67.4%）
調査方法	郵送法
集計方法	単純集計、属性別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

②在宅介護実態調査票の作成・分析

介護している家族の生活実態や抱える問題等を把握し、介護離職を防止するに資するサービスの検討のための基礎資料とするため、要介護認定者の家族を対象とした調査を行う。調査は訪問調査により実施する。

調査票等の配布・回収に必要な作業は、委託者が行う（必要な費用についても委託者が負担する)。受託者は国の指針等を十分に踏まえ、調査票等の設計・印刷及び委託者から受領した回収票の入力・集計・分析を行い、調査結果を報告書としてとりまとめる。

【在宅介護実態調査の実施概要】

調査対象	認定調査の対象となる高齢者の家族
調査数	１種　１５０票
調査方法	訪問調査（非接続方式）
集計方法	単純集計、属性別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

③市独自アンケート調査の実施

本市における、高齢者並びに介護事業所及び介護人材等の実態を把握するため、以下の調査を実施する。

受託者は、委託者と十分協議した上で、調査票等の設計、調査票等の印刷、配布・回収、回収票の入力・集計・分析を行い、調査結果を報告書としてとりまとめる。

調査名	調査対象	調査数	調査方法
調査票 A	要介護認定者を除く、第２号被保険者（４０歳～６４歳）	１，０００	郵送法
調査票 B	要介護１～５を除く、第１号被保険者（６５歳以上）	８００	郵送法
調査票 C	第１号被保険者のうち要介護１・２及び要支援１・２（６５歳以上）	７５０	郵送法

（３）ヒアリング調査

地域包括支援センター、介護事業所、介護支援専門員、各種団体等（10 件程度）に対して、ヒアリング調査等を実施し、地域が抱える課題を整理・分析する。

（４）介護保険事業数値の分析

地域包括ケア「見える化」システムを活用した給付分析に加え、委託者が提供する国保連給付実績データ等に基づき、介護認定者の推移、サービスの利用状況、給付実績に関する給付状況の分析を行う。

（５）計画目標量の設定（日常生活圏域単位含む）

本計画の前提となる圏域の将来人口および高齢者人口を設定し、要支援・要介護認

定者数、介護保険サービス利用者数を推計するとともに、本市が実施した各種調査の結果等に基づき、介護保険サービス見込量、総事業費の算定及び介護保険給付費、第１０期の介護保険料を試算する。あわせて地域密着型サービス事業所の必要整備数についての推計を行う。

（６）地域支援事業に係る推計

介護予防・日常生活支援総合事業や包括的支援事業、その他地域支援事業の現状分析を行うとともに、地域支援事業の対象者や地域支援事業費の推計を行う。

（７）高齢者フレイル等予防推進事業のデータ分析結果等の活用

本計画案の検討にあたり、本市の高齢者フレイル等予防推進事業に係るデータ分析結果等の基礎資料を活用する。

（８）計画骨子案・素案の作成

これまでの調査結果を踏まえて、本計画の基本課題や施策方向を整理し、今後の重点課題と施策の目標・体系をとりまとめた計画骨子案、計画素案を作成し、内容の協議を行う。

（９）計画策定委員会の運営支援

計画策定委員会（５回程度開催予定）の運営について、会議資料を作成、印刷するとともに、委員会に出席し、必要に応じて協議事項に関する助言・提言等を行う。また、会議の議事録を作成し、紙媒体及び電子データを提出する。

(10) パブリック・コメントの実施支援

本計画案がほぼ確定した段階でホームページ等を活用したパブリック・コメントの実施を支援（実施アドバイス、意見への対応策の作成等）し、結果を計画案へ反映する。パブリック・コメントの実施時期については委託者と協議のうえ決定することとする。

(11) 本業務に関する情報提供支援

本計画は、国の方針を鑑みながら策定することが必要であり、また地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、全国の幅広い先進事例や同規模自治体の取り組み内容を参考にする場合がある。受託者は本計画の策定に関する情報または介護保険法等の改正に伴う例規に関する国・県・他市区町村の情報を適宜提供すること。

５　成果品

（１）神栖市高齢者福祉計画・第１０期介護保険事業計画（骨子案、素案、原案）
各１部（電子媒体）

（２）神栖市高齢者福祉計画・第１０期介護保険事業計画（電子媒体）
Ａ４縦、１５０ページ以下（１色刷り）、 レイアウト・デザイン含む

（３）神栖市高齢者福祉計画・第１０期介護保険事業計画概要版（電子媒体）
Ａ４縦、９ページ程度（カラー）、レイアウト・デザイン含む

（４）各種調査集計・分析結果及びその他関係資料（紙及び電子媒体）
（５）計画策定委員会に係る会議資料（紙及び電子媒体）

６　注意事項

（１）受託者は、本業務に着手する前に工程表を提出し、発注者の承認を得るものとする。
（２）受託者は、業務上知り得た個人情報その他の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
（３）業務の履行にあたり、十分な知識を有する者（研究員等）を配置すること。
（４）業務終了後において、受託者の責任に帰する理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに委託者が必要と認める訂正、補正等その他必要な措置を行うものとし、かかる経費は受託者の負担とする。
（５）成果品の取り扱いについては、著作権は委託者に帰属するものとする。
（６）本仕様に定めのない事項について疑義等が生じた場合は、速やかに委託者と協議のうえ指示、承認を受けるものとする。

７　その他

（１）本仕様書で明示できないものについては、必要に応じ委託者と協議し、決定すること。
（２）当該計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化した場合には、委託者と協議の上、本業務内容を変更することができる。
（３）アンケート調査業務を実施する際には、個人情報に関する扱いを適正に対応することが必須であることから、受託業者はプライバシーマークの認証を取得していること。